

## サルモネラ（定性）（増菌）標準試験法 受託開始のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

この度、平成 27 年 7 月 29 日付「食安発 0729 第 4 号」厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知による「食品、添加物等の規格基準に定めるサルモネラ属菌及び黄色ブドウ球菌の試験法の改正について」が平成 28 年 1 月 29 日より適用されます。

これに伴い、サルモネラにつきまして、従来法に加え標準試験法での受託を開始させていただきますので、下記のとおりご案内申し上げます。

記

■受託開始日 平成 28 年 2 月 1 日（月）受付分より

■受託開始項目 サルモネラ（定性）（増菌）標準試験法

■検査要項 対象食品：食肉製品、食鳥卵

項目コード	検査項目	必要量	保存 搬送方法	試験方法	所要日数 (営業日)
0071	サルモネラ(定性)(増菌) 標準試験法	50 g	冷蔵・冷凍	増菌-DHL・BGS 寒天 培養法	4~6

※従来法のサルモネラ(定性)(増菌) 増菌-DHL 寒天培養法(項目コード:0013)も検査指針準拠法ですが、「食品衛生検査指針 2015 微生物編」には標準試験法が記載されているため、今後は本法への移行を推奨いたします。

以上